

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第3回松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会
2. 開 催 日 時	平成29年8月30日（水） 午後2時～午後4時10分
3. 開 催 場 所	松阪市子ども発達総合支援センター 多目的室1
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 佐藤委員、○八田委員、福田委員、横井委員、 前川委員、澄野委員、沼田委員 （◎委員長 ○副委員長） （事務局）菌部理事兼こども局長、南野所長、甚野副所長、下倉 療育支援係長、大西係員
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市健康福祉部こども局子ども発達総合支援センター TFL 0598-30-4411 FAX 0598-30-4433 e-mail kod.dev.c@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事

- （1）経営計画書〔第1章～第4章〕（確定案）について
- （2）経営計画書の項目〔再変更案〕について
- （3）経営計画書〔第5章、第6章、資料編〕（案）について

議事録

別紙

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回松阪市子ども発達支援センター経営評価委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のところ当委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。現在、ご出席いただいております委員は7名でございます。松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則第6条第2項の規定を充足していますので、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、南林委員、深田委員、萬濃委員様におかれましては、都合が悪く欠席する旨の連絡を受けておりますので、合わせてご報告いたします。

【事務局】

それでは、開会にあたりまして、委員長からひと言ご挨拶をお願いしたいと思います。

【委員長】

皆さん改めましてこんにちは。本日もご多用のところご参集いただきましてありがとうございます。

今日は三人の方が欠席ということで、かなりタイトなスケジュールの中ですね、この評価委員会の日程設定をさせていただいて、委員長として非常にご無理を申し上げるということで、心苦しいことがあるんですけども、月に一篇のペースでやっていかなければいけないということで、今後もしろいろとご無理申し上げるかもしれませんが、協議のほうよろしくをお願いしたいと思います。

私、実は昨日までオーストラリアにおりまして、いうまでもなく南半球なので、向こうは真冬ということで、帰ってくるとこの暑さで、非常にしんどいと思うんですけど、皆さんはずっと暑い中におられたということなので、もっとしんどいかもしれませんが、体調には十分ご留意いただきまして、過ごしていただければと思います。

では、早速議事のほうに入ってまいりたいと思います。お手元の事項書に沿って進めてまいります。

議事の2番、(1)、経営計画書の第1章から第4章、これにつきましては前回の委員会でご審議いただいた内容ですけども、確定版として先ほど修正点が一点ございましたけども、あがってきております。事前に送付しておりました別紙1のほうをご覧になりながらお聞きいただければと思います。

では事務局、説明をお願いします。

【事務局】

(経営計画書[第1章～第4章](確定案)について説明)

【議長】

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から前回の経営計画書第1章から第4章に関する協議を基にですね、確定版の説明があったわけなんですけれども、今ありました説明につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。では、私のほうから二つ申し上げます。先ず5ページめ、4の経営内容の(1)の②のところで、確か委員から送迎に関するご質問があったかと思います。これに関しては、この経営計画の中ではどのように取り扱うのか、今のご説明では取り上げられませんでしたけども、お尋ねしたいということ。

それから2点目は7ページ、(3)の④の下※1で、省令基準というのがありますけども、この1行目に指定通所支援の事業の人員の、事業の後に「等」を入れるということであったかと思うのですが、この点いかがということで、2点お尋ねいたします。

【事務局】

先ず、5ページ目の4の経営内容(1)の②、放課後等デイサービス事業の送迎に関する質問であったかと思いますが、送迎の件につきましては、前回の委員会でも説明をさせていただきました。向かいにいくことについての送迎であって、ここからの対象についての送迎はないと説明させていただいたかと思います。ですが、その点につきまして、明記すべきか否かというところに、実はちょっと事務局としても迷いがございます。といいますのは、やはり、ケースによっては、今後送迎を確実にしなければならない問題が出てくるのではないかということと、送迎の在り方についても更に今後検討もしていく課題であるという位置づけがございます。ですので、経営計画書にこの点を載せるべきか否かであるということがございまして、あえてこれに触れずにおります。今後、経営計画書の作成の中で、特に課題提起すべきであるかどうか今後の議論になるのではないかなと、こう思っているところが、理由が一つです。

それからもう一つ、委員長のご指摘にありました7ページの「等」につきましては、やはり「等」が必要だということでございますので、これは確定版の中で「等」を入れさせていただきます。お詫びを申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

【議長】

はい、ありがとうございました。他に委員の皆さんからこの1章から4章につきまして、よろしいでしょうか。

【委員】

言い方のふしまわしのことで、3番の経営方針のあるべき姿というのが一番上ですね、段落としてあるのですが、終わりのほうで「その姿に実現するために」と、「に」が2回あ

りまして、言うとの意味はわかるんですけど、どうなんでしょうね、「その姿にせまるため」にとか、「その姿に実現するために」はちょっと言い回しが引っかかりましたので。ご意見ください。

もう一つは、12ページの(3)で「管理業務の見直し行い」と書いてあるので、「見直しを行い」、「を」が抜けとるのではと思います。それだけ今気が付きました。

【議長】

はい、ありがとうございます。今、委員からご指摘があった点について、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

先ず4ページのほうの経営方針、施設の運営の目的のほうのご指摘のあった4行目の「その姿に実現するために」の「に」「に」が続くという件ですけど、確かにちょっと読みづらい、理解しづらいということがありますので、文言を変えまして「その姿に実現するため、」で、「に」を外してしまえばいいのかなと、「その姿に実現するため、次のように」最初の「に」を外してしまえば、そう大きく変わらないかと。

【委員】

意味はわかるんですけどね。

【事務局】

「に」を外してしまえば、たぶん、意味が大きく変わることなくいけるのかなと。

【委員】

すみません、「その姿に」ではなくて、「それを実現するため」とか、そういうことでいいのではないかと。

【議長】

はい、では今、委員からあったご指摘は、ごもつともだと思います。また、2番目のご指摘の「を」を補うというのも、ごもつともだと思いますのでそのように修正をお願いいたします。

他にご意見ございませんでしょうか。

【委員】

意見だけすみません。

一つは、1ページ目の1章の1の、ちょうど真ん中ごろです。平成24年4月にと始まる文ですけど、「同センターを児童福祉法に規定する児童発達支援事業所に指定され」ですが、「同センターを～に指定され」というのは、日本語としてどうかと思います。「同センターが指定され」、或いは「同センターを指定し」、どちらかだと思うんですけど。

それが一つです。それともう一点は2ページ目の第1章の最後、3の最後の2行なんです。「将来のある児童が安心した暮らしが実現するために」と、「が」「が」が続いてまして、例えば「将来のある児童の安心した暮らしを実現するために」とか、そういうことじゃないんでしょうか、と思いました。

【議長】

はい、ありがとうございます。今、委員から2点ご指摘がございましたけども、そのとおりということで、はい、それじゃこちらのほうの修正もよろしくお願いいたします。

他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

はい、では最後に私のほうから一つ。これも大きな話ではないんですけど、一点、意見として申し上げます。

今、委員からご指摘があった2番目のところですね、2ページの3、下から2行目のところですけども、ここに途切れない支援体制の構築とあるんですけども、この途切れないというのは、私の記憶が正しければ、平成18年頃にやっていた障がい者計画の第1期のときに、その委員会、審議会のなかで一つのキーワードとして出した単語だと思うんですね。

ようするに、就学前、就学期、就学後、就労期ですね、そのようするにそれぞれが独立した形になっていて、例えば小学校に上がる年齢とか、就職する年齢のところで保護者の方、非常に困ることが多い、そこらへんをシームレスというか、途切れのない支援というものを目指すべきだとうことで、確か出てきた言葉だと思います。

で、「途切れない支援」と「途切れのない支援」、確か障がい者計画のなかでは、「途切れのない支援」というふうに言っていたような気がするんですけど。こだわるわけではないんですが、そのころから障がい者計画では、常に委員会では、途切れのない支援を実現するためにはどうしたらいいのか、ということが一つの着眼点として常に問題意識としてあって、それを委員の皆さんにも共有していただいてやってきた経緯があると思うので、そこは大事にできたらいいなということで、他にも出てきますけども、「途切れない支援」よりも「途切れのない支援」にさせていただいたほうが、市の障がい者計画とも言葉遣いまできちんと整合するという意味で、いいのではないかと思います。これは意味合いとしては変わるものではないので「途切れない支援」でも、それは特にこだわりませんが。一応意見としてですね、申し上げます。

はい、では以上を持ちまして、2番の議事(1)経営計画書[第1章～第4章]の確定案につきまして、いくつか修正すべき点がありましたけれども、これを事務局に正していただいて委員の皆様にはご了解いただいたものとさせていただきます。

では、引き続きまして(2)経営計画書の項目[再変更案]について、事前に送付いたしました別紙2をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。

では、事務局説明をお願いします。

【事務局】

（（2）経営計画書の項目〔再変更案〕について説明）

【議長】

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から本日の主な議題である経営計画書の第5章と第6章の項目立てにつきまして、変更案の提案があったわけですが、具体的には第5章の一部と、第6章及び評価シート、及び評価基準編、それから資料編を付け加えるということだったわけですが、この変更案につきまして、内容については後程5章6章の説明のときに聞くことになるわけですが、項目立てについてご意見ご質問はございませんでしょうか。

【議長】

よろしいですか。

【委員】

これだけでは項目だけですので。進んでいって、また、してもらえば。

【議長】

今、委員の言ったことはごもっともで、本日の議事の（3）の、第5章、6章の内容を事務局のほうから説明していただきながら、なにかございましたら後程議事の2番についてもご意見をいただきたいと思います。

他に今の段階でご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

では、2番は一時保留としたうえで、議事の（3）経営計画書〔第5章、第6章、資料編〕の案につきまして、お手元の別紙3をご覧くださいながら聞いていただければと思います。

では、そちらの説明を事務局よろしくお願いします。

【事務局】

（経営計画書〔第5章、第6章、資料編〕（案）について説明）

【議長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から経営計画書の第5章と第6章につきまして説明があったわけです。

本委員会としては、この職員の方がなさるサービス評価の結果をいただいて、そ

れともう一つ別に事業計画に基づくそのいわゆるお金の部分ですね、その評価を両方やらなければならない。そのお金の部分に関する評価がですね、特にこの5章、6章あたりにですね、記載されているわけですけども。

今後のこのセンターがですね、経営というものをどういうふうに運んでいくか、PDCAのサイクルでいくとチェックの部分が非常に重要になってくるわけで、このセンターを設立するわけに至る委員会でも第三者による経営評価というものを必ず取り入れなければいけないというような文言を加えたわけです。

で、そのうえでということになりますけども、第5章の経営評価については、評価そのものの全体像について記載がありまして、第5章の1、2のところですね、それから5章の3のところがいわゆるお金の工面というところになるわけです。で、6章は、今後それを受けてどういうふうに見直しをしていくか、という形になるわけです。

この5章と6章につきまして、皆さんからのご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

【委員】

この5ページの表というのは、もう決まっているのですか。書き方というのは。なんとなく見にくいんですけど。これはもうこういう方式で決まっているのですか。もうちょっと何とか見やすく。我々が普段見るのとはちょっと違いますのですからね。

【議長】

今、委員が言われましたのは、5ページの参考資料のところでしょうか。

【委員】

いわゆる財源と、この歳出歳入のですね、歳入はわかってますけど歳入のほうの財源という部分がですね、なんとなくどこへこれが入ってくるのか、この表の中に。全く別の表なんですか。

【事務局】

5ページの下の方の歳出のなかの財源の欄と、それと上の歳入の関係とどういう関係なのかということですね。

先ず歳出分、これは縦に事業別になっています。例えば児童福祉法に定める事業経費ということで、先ず人件費として28名、12名とこういう形で上がっています。正規職員が12名、非常勤職員が16名、さらに事業経費としてそれ以外の経費として合計が1億3153万3千円。これを賄う財源はどうかといいますと、下へいきます。で、負担金が202万5千円、負担金というのが上の歳入の部で見ますと同じ額で、障害児通所利用負担金という言い方をしています。

【委員】

この合計と、この下の財源の合計とは縦の合計、合うわけですね。

【事務局】

はい、合います。もし、なんでしたら財源の合計欄をひとつ付け加えて一緒ですよという表示をさせていただいてもいいかなと思います。

【委員】

はい、わかりました。

【議長】

ほか、いかがでしょうか。

【委員】

すいません。第5章の一つ目ですけど、経営評価事業の根拠ということで、経営評価事業という言い方ですね。文中にもあるんですけど、松阪市子ども発達総合支援センター経営評価事業という言い方ですけども、あの、事業という言葉入れなくてもいいのではないかなと思いました。行政がやることですので、なんとか事業というふうによく言いがちなんですけど特に事業というような位置づけでなくて、経営評価は次のような法令根拠から行いますと、わざわざ事業と言わなくていいんじゃないかなというのがひとつです。

それともうひとつは、このように評価の法的根拠というのを今一度明らかに整理していただいているのも意義があることなんですけど、やはりもっとその先というか、もっと元というか、福祉サービスを受ける者の立場にたって、より良いサービスを提供するために評価というものをするんだというところ、当たり前のことなんですけど法的根拠とともに、そういうことも入れてみてはどうなのかなと感じました。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございました。ただいま委員から2点ご指摘がありました。

1点目は、経営評価をやるにあたっての根拠を、法令を並べることによって示していくのが5章の1なんですけど、確かにこういう委員会を設置してですね、なんか行政がやっているわけだから事業には違いはないんでしょうけど、経営評価事業というふうに書くのではなくて、経営評価の根拠でいいのではないかというご意見。

もう1点は、いうなれば5章の(1)の手前に前触れに相当するようなところに、そもそもなぜ評価をしなくちゃいけないのかといった、大元の趣旨と言いましょうか、それを盛

り込むべきだという意見だったのかと思いますけども、これらについて事務局いかがでしょうか。

【事務局】

はい、ご指摘のとおり先ず一つ目は評価事業、経営評価事業というのを外します。先ず2の経営評価の方法という言い方をしていますので、これには統一していかないといけない、統一性がないということで事業をとって表記をさせていただきたいと思います。

それから、そもそも論の趣旨については大事なところ、言うなればありきみたいな形でこれは作成されておりますので、改めて文言を明記させていただきたいと思います。大事なところなと認識しましたので、次回委員会でまた提案させていただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございます。他にご意見ご質問ありませんでしょうか。

【委員】

負担金と交付金は、人数によって、利用者が何人であればこうなるという、自ずと比例関係の数字でしょうか。

【議長】

はい、ありがとうございます。今の委員からのご質問は、先ほどの委員の質問にあった5ページのところなんですけど、歳入の部分の数字ですね、これがどういうふうに算定されているのかということ、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

先ず5ページの障害児通所利用負担金と、障害児通所支援給付交付金、言うなれば国からいただけるような話なんですけども、これは先ず、一人当たり単価いくらという形で決められております。ですので、当然それに人数を掛け合わせたものが給付金をいただける見込の数字となってきます。

本来、国のほうでは202万5千円プラス交付金の2,695万6千円の合計額が、ようするに単価額掛ける人数、通所延べ人数という形で算出されることになっております。ですので比率ではありません。例えば100人以上でしたらこれだけで、200人だったらこれだけというのではなくて、一人あたり単価で計算をされるとということでご理解いただきたいと思います。

【委員】

たぶん私が考えたのと同じだと思います。一人受け入れれば負担金がいくらで、利用者の方から納入していただく金額と、それから国からの交付金というようなことになっているのだろうなと。それでよろしいですか。

【事務局】

ちょっと具体的にもう少し説明させていただきます。

一人当たり一日いくらというのが国の報酬基準で決められております。例えば、それを千円とした場合に、一人一日来ていただけますと千円というものが報酬として算定されます。

そのうち、ちょっとややこしいのですが、児童福祉法では、利用者負担金というのは月当たりの上限額というのが決められています。何回来ても1割負担なんです。ですから、千円でしたら900円と100円になるのですが、ところが100円の自己負担金の部分が、上限がかけられております。その上限とは何かといいますと、その世帯の所得によって制限がかかってくるのです。青空天井ではない。例えば、市民税がかかっているかないお家（うち）、所得税はかかっているかないけど市民税はかかっているお家というような区分によって、例えば4,600円とか、いくらだとか決められております。

例えば、4,600円と決められたこどもさんについては、例えば100円ですと46回使えるということです。私どもセンターでは、開所日がだいたい月22日間ありますので、遥かに超えるわけですね。46というのは他の事業所さんとの関係でできる。他と一緒にして使った場合、合計して4,600円を超えると打ち切りになるんです。もう負担金は求めない。それ以降は求めない。そこまでは1割負担という形で徴収して、それに到達したらそれ以上はとらない。でも、その貰わない部分はどうなるかといいますと、国と県と市の交付金によって賄われるという形になります。

ですので、先ず基本的には単価掛ける延べ人数という形で計算をされる、負担金は個々に見た場合は上限額が組まれております、という言い方になります。

【委員】

はい、わかりました。

【議長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【議長】

なにしろ、たった3千万円の収入で2億2千万円の支出をしないといけない。普通に経営評価するという感覚でみるととてもありえない状況なんですけども、もちろん、それは不採算事業といいますか、そういうふうなものであるというのが大前提であるからこ

そなんですけども、そうであるがゆえに、普通、経営評価というのを考えたときに我々の頭をよぎるような効率性とか、採算性とか、そういうふうな概念がちょっと当てはめにくい。

それをどういうふうに評価して、当然、一般財源のほうから補てんするわけですから、納税者である市民に納得してもらえるようなものでなくてはいけない。そこはたぶんボールになるんだろうと思いますけど、そういった観点からこの評価のありようというものがどういうふうに設計されるべきかという、そういったご意見をいただきたいわけです。

【議長】

では、ちょっとお考えいただいている間に私のほうからお尋ねしたいのですが、3ページから5ページに亘って、評価のイメージというものが描かれています。先ほど申し上げた普通の感覚でいうところの経営評価ではないので、こういうふうな具体例を出してですね、イメージを作成していただいたと思うのですが、内容についてはさておき、この経営計画書にこれをそのまま載せるということに対しては、私ちょっと違和感があってですね、内規というか、細則というか、実際に評価をする際のマニュアルとして手元に置いておけばいいのであって、経営計画自体にですね、こういうようなものを載せてしまうと逆にこれに縛られてしまうというか、そういうふうなことになりかねないので、このイメージの部分の取り扱いについては少しお考えいただけないかなと思います。

その上での話なんですけど、3ページから5ページに亘って書かれているこのイメージのですね、要点というのをもう少しわかりやすく説明をしていただけますか。つまり、普通は、入(いり)と出(で)を比較してですね、出が多いとどうしようということになるし、入が多ければそれを更によくするにはということを考えてところだと思うのですが。

元々、出のほうが入より圧倒的に多いなかで、こういうふうな評価のイメージということで、なにかたぶん事務局として、我々に知ってもらいたいメッセージがここにあるんだろうと思うのですが、それがちょっといまいちピンとこないことがあるので、この評価イメージで伝えたかった一番の要点というか趣旨を簡単に説明していただけますか。

【事務局】

まずは、不採算事業であるということから考えると、通常の経営評価というのはご指摘のとおり、やはり収益があつて経費が節減されてという形で、ようするに儲けがどれだけあるかというのが、普通の企業体では求められていく。で、企業が提供するそのサービスというか、事業のあり方がそこへまたプラスアルファしていくというような考え方ではないかと。通常の評価はそうだと思います。

ようするに、家計簿でいえば給与収入があつて、それに対して必要経費を出しているんだけど、貯金をしたいためにどこかを削るというような考え方が持てる。どっかを上手く限られた収入のなかで、やりくりをして生活費を使って残りを将来のために貯めていく、貯金していくというのが普通家計簿の考え方だと思います。

そういうふうには企業とか家計簿の考え方からしていくと、この子ども発達総合支援センターの公立施設としては、これは本当に5ページ見ていただいたように、「なんじゃ」というくらいの、ちょっと普通の考え方ではできないということのなかで、先ず収益と経費をリンクするのも非常に大切なことだと思っております。収益が増えることが元々求められているということがいえるのではないかが一つです。

ようするに収益増を努力しているのか。ただ、淡々とやっているのか、求めているのか。求めるということは、言うなれば子どもたちに必要とする子どもたちに合っているサービス提供をしているのかという評価がそこに出てくるのではないかと。合っていないに来るということはあるえないことだと思います。ですので、常に子どもたちの必要とする支援を必ずこのセンターが提供しているのかという確認を収益面からみていただきたい、ということと、それによって増収していくというなれば、子ども達がどんどん利用していただけるというような「途切れのない支援」につながっていくということがここに求められる、と考えられるのではないかとというのが一つです。

それともう一つは、そのためにその事業を進めていくために市は予算を組んで出しているわけですが、それにこだわって事業を進めていくことも大事ですが、なにか必要なことはないのかという革新的な考え方は持っているのかどうか、経費の使い方という部分、例えば、去年と今年と比較して同じようなことをやっている、でもそれよりも3年前と比較してもまた同じことをしてるのであれば、それは革新的でない、進化していないという考え方、つまり、事業展開するのに常に進化して革新していくという姿勢を持っていないとサービス提供の質は上がらないという認識がここにあるというふうに考えているところです。ですので、イメージの文章がわかりにくいというか、書いてる側もなかなかこれ厳しいよなと思いつつ、評価していただく評価委員さんも大変だなと正直事務局も考えておりました。ですので、あえてここに示させていただいておるわけです。ようは、そういうことをお願いしたい、あるいは評価していく一端の道筋をつけてほしいというイメージで作りました。

ですので、委員長言われるとおり4ページ5ページのこれを経営計画書の中に入れるのはちょっと馴染めないというのは、これは当たり前だと僕は思っております。ですので、これを外して手元資料という形で委員さんのマニュアルブックなりを作れというなれば作って、そこへ突っ込んでいくというのも一つかなと考えております。ただ、議論していただくためには、ここへ別に計画書に入れてもいいような内容じゃないかなという半分ちょっとそういう考えもあって、ここへ示させていただきましたので、別にこれはこだわるともりは全くございません。

ただ、言いたいのはそういう点です。よろしくお願いします。

【議長】

はい、ありがとうございました。

今、事務局から評価、お金の部分の評価ですけど、これについては柱が二つあると。1点目は収入増、2点目は経費の削減、で、1点目の収入増に関しては、いいサービスを提供しているからこそ多くの子ども達に使ってもらえる。これが一つここで提供しているサービスの質というものを図ることができる指針になるのではないかな。

2点目の経費削減については何といいたいでしょうか、技術の進歩ではないですけども、こちらの提供サービスについて日々進化し革新していくことによって、同じサービスが従前よりも小さい経費で達成できる、そういった意味で経費削減が技術の進化、サービス内容の革新を図る一つの指針になると思うので、経費の削減も一方では目指す。こういうふうな考え方で考えているんだという説明だったと思います。

ただ、あくまで絶対的な収入と支出の額の多寡については、ちょっと企業の性質からいって横においておかななくてはいけないという話だと思います。

その上でなんですけども、特に5章だと思うんですけど、5章についてご意見ご質問ございませんでしょうか。

【議長】

こういったものを評価しなくてはいけないときに、何を考えればいいんでしょうかね。

【委員】

収入とそれから圧倒的に支出が大きいこと、前々からわかってはいるんですけど、事務局が言ったように収入増につながるようなサービスの提供基盤があったという、そういう方向で進めているかという職員の方々の普段からの考えてやっているということが、サービス提供、サービスの品質を向上させると思いますので、それはそれであるべきだと思います。

ただ、1年に1回そういう評価を年度が終わってからするとすると毎日毎日がどうであったのかを1年間を振り返ってというのでは、収入と支出をバランスさせるというような利益追求の企業の立場とは違うんですけども、毎日毎日がどうであったのか、この行動この場面、何らかの事象が起こったときにどう対処すべきであったのかを、それを子どもの支援をやる方々の専門的なやり方というか技術があって、それはこうあるべきという研修も積んでおられるし、とは思うんですけど、より良いお客様との関係でどうあるべきか、そういうところを毎日というか、あるいはもっと短い期間で、それぞれの職員の資質を高めていただくには1年に1回でいいのかなと。

一例を申しますと、これはある社会福祉法人ですけど、そこが数年前に雇用活動で、いかに人々の働く意欲を高めていくか、あるいは能力を高めていくか取り組まれている事例として、あるいは高齢者を雇用して、これは社会福祉法人ですから、ある程度高齢の方でも働ける職場ですので、そういうところでやっておられるのは、心情、クレドというのを十何か条か定められて、私たちは利用者の立場にたってこういう行動をとりま

すというのをいくつも決められているんですよね。それを毎日仕事が始まる前に唱和されている。

大きな声で一人一人が、クレドというカードかなんかにされているようなんですけど、第一条なんか、どういう行動をしますとか。例えばですね、高齢者が居住されている空間ではノックをして、何秒後かに開けますというような行動まで規定されている。それはどういう意味があるのかというと、いきなり開けたのでは中にいる方が、不用意に、姿勢とかあるかもしれないから何秒後かに開けるとかですね、そういうこともいちいちクレドとして定めておられるんですね。

そういうことも子ども発達の立場では、どういうことを行うべきだというのがあって、それに一番大事なことを利用者の立場に立ってどういうふうに進めていくということを決められて、それを毎日行えたら、あるいは行えるようにするという姿勢を続けていって、1年間やった結果、あまり時間をかけないでチェックしていくというそういうことの全体が評価に繋がっていくのではないかな。

お金がかからなかったですよ、あるいは利用した、1年後にこうだったというのではそれもちっと、一例として申し上げているだけなので、毎日毎日がいいとは私は言いませんけど、評価の一つのやり方として、もちろんこの部分も大事ですけど職員の方の行動のあり方というんですかね、そういうのが良い施設にしていこうという方向なのではないかな。

企業なんかでも毎日朝礼をやりまして、それぞれの企業が、会社はこうありたい、モノを生産している会社であれば、購入するお客様に対してどういう品を提供したいというような全社員が一丸となってそれに向かって進んでいくということを日々重ねているわけで。この施設ももちろんそうだと思いますけど、全職員一丸となってやるにはどうしたらいいかというような行動基準があって、それを進めていって、1年間、あるいはひと月終わって、こうでした、ここのところではこういう失敗があって、次に同じ失敗しないようにしましょうとか、そういうようなやり方も少し、あるいは、それはまたそういうような外部評価には関わらない自己評価でやられるかもしれないし、そこんところはちょっとそのつながりが今見えてなかったもので、感じました。

【議長】

はい、ありがとうございました。

今、委員のおっしゃったことは恐らく、外部評価としてやられる予定のサービス提供自己評価とか、サービス評価ですね、この部分と関わるお話だと思うんですけど、サービス評価、自己評価としてやられる部分も毎日ではないにしても、年に一度でもないにしても、どれくらいのサイクルでやられるのかとか、あるいはそれと利用者の数とのリンクですね、評価のさらに評価なので一つ次元が一つ上の評価になると思うんですけど、そのあたりとの関連をどういうふうに思っているのか、そのあたりも疑問点として出てくる

ところなんですけども、この点については事務局いかがでしょうか。

【事務局】

たいへん核心的な部分ではないかなと思っています。今日、ご提案させていただきました第6章までの内容、5、6、特に中心的な部分ではないかなと。

事務局としてはですね、次回委員会のときにご提案させていただく経営評価シート、経営評価基準というものを提出させていただきます。そのなかで、どのように評価していくのかをするなかで、今ご指摘のあった研修制度とか、あるいはスキルアップ的なもの、あるいは事業のあり方について問いかけというものが、相対的に出てくるのではないかなというのが、一つございます。

で、事務局としましては、その自己評価シートを、経営評価シート、これは先ほど申し上げました基本指針を基にした評価シート、実はこの素案としてのものは、前回の委員会で資料として出させていただいたかと。第1回目の委員会のときに別紙7で、経営評価シートを想定ということで出させていただきました。

いうなれば、こういうような内容をベースとして、経営評価委員会のなかで、もう少しここを手直したらというようなご提案をいただきながら、いい経営評価シートを作りたいと思っていますし、また参考資料1として、自己評価シート試案を提示させていただいております。さらに第三者評価調査票とかそういうような形で出させております。ですから、これ以降の委員会のなかで、それを是非ご審議いただきたいなと思っておるところです。

それを基に出来たら年内か、若しくは年明けくらいには一度評価シートを、その確定した内容で部分的に施行するという形で、職員一同で、何人かだと思いますけど。評価シートを使って、評価してみて、テスト的にやって、それでいいんだということであれば、次年度から本稼働という捉え方のスケジュールを組みたいなと思っているところ です。

ただ、言われる目に見えない部分の動きというものが、なかなか評価しにくい部分といのは私も思っておりますので、つつい経費に目がいってしまいがちですが、そういうような評価シートを通じてのありようというのもご審議いただきたいなと思っておるところです。ですので、次回委員会には、評価シート、心臓部分のものを提案させていただきたいと思います。

【議長】

はい、ありがとうございました。では、重ねてお尋ねいたしますけども、例えば今日ご提示いただいた5章、概ね是であるところで決まった場合に、その次回までに、あるいはいつ頃までに評価シートというのを、事務局で用意していただくことは出来ますか。

つまり、そのあたりを見ながらでないと、どうしても考えにくい部分があるし、どうい

方向性で評価シートを作ればいいのかというのを、ここで議決しないと評価シートそのものが成りにくいというのであれば、それはまたそれで問題ですし、ということなんですけども。

【事務局】

第1回目の委員会のときに、想定を試案というかたちで評価シートを提案させていただいております。今現在、実は事務局内で検討会を開いて、職員のなかでいろんな議論をさせていただいて、提案できるような経営評価シート、経営評価基準というものを作成中でございます。出来ましたらできるだけ早く出させていただきたいと思います。

時期的には、決算議会が9月、10月上旬までありますので、ちょっとそれで時間をとられますが、できたら10月中旬までにはお手元のほうに素案なり、案として送らせていただきたいなと思います。そのなかで10月末か11月初めくらいに委員会で揉んで審議していただきたいなと思っています。特にボリュームが次回は多いと思いますので、ちょっと時間をおいていかないといけないのかなと考えはもっているところでございます。以上です。

【議長】

はい、ありがとうございました。

この5章、6章につきまして、委員の皆様他になにかご意見ご質問いかがでしょうか。

【委員】

非常に細かいところなんですけど、6ページの6章の2のちょうど3行目なんですけど、(3)の具体的な取り組みのところなんですけど、⑦に示したという⑦なんですけど、二重丸の7のような気がするんですけど、ただの⑦でいいんですよね。

(事務局同意)

【議長】

ほか、よろしいでしょうか。

はい、ではですね、先ほどの委員からのご指摘もありましたけども、事務局からの話がありましたお金の部分に関する評価では、特に収入増を目指す、経費削減、これはよくある話なんですけど。その収入増というのが、この施設ですね、提供されているサービスの質を図る一つの尺度になるんだという考え方での収入増、それから経費の削減というのが、同様のサービスを技術あるいはサービス提供のありようの進化革新によって、削減することができるということ、これを図ることの一つの基準になるという事務局からの説明がですね、一つの大きな経営評価の柱になるのかなというふうに思いますので、次回の委員会においては、具体的な経営評価のシートですね、これをご提示い

ただけるということです、委員の皆様におかれましては是非、この収入3千万、支出2億2千万というこの事業をですね、経営評価していかなくてはいけないですから、その腰のすえ方というんでしょうかね、これについて是非お時間のあるときにお考えいただければと思います。

やはり、評価委員会の委員としてはですね、当然納税者に対する説明責任といいましょうか、こういうふうを考えてあの施設の経営評価をやっているんだというような説明が、我々一人一人が出来るようなある種覚悟が必要になるだろうと思いますので、腰が据わってないととても説明できませんので、そのあたりについて改めてお考えいただければと思います。

事務局、資料編については説明よろしいでしょうか。

【事務局】

(資料編について説明)

【議長】

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局からお手元の資料別紙3の7ページ以降に関して説明をしていたいたわけですが、こちらにつきましてご意見ご質問ございませんでしょうか。

【議長】

よろしいですか。

はい、では、そうなりますと、先ほど一時保留にしておりました議事の2番ですね、経営計画書の項目立ての変更について、特に5章と6章について提案があったわけですが、その内容は今説明があったとおりで、第5章については経営評価として、事業をとった経営評価の根拠、経営評価の方法、及び事業収益と経費の評価について記載されている。

それから、第6章につきましては経営計画の見直しとして見直し時期、そして見直しの方法と内容について記載されています。以下、資料についてはご説明があったとおりですけど、議事の2番と合わせまして、この資料編についてですね、ご意見ございませんでしょうか。

【事務局】

事務局からちょっと補足をさせていただきます。

別紙の3の資料22ページですが、平成29年空白の月、空白の日と空白の号、これは8月1日施行ですので、番号とか原簿をつくる時に確認をとれなかったのですけど、確定しますと、ここに月日号数とか数字が入りますので、それだけ補足させていた

だきます。

【議長】

はい、ありがとうございました。

他に委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

【議長】

では私から一点お尋ねいたします。7ページの定員数についてなんですけども、規定による定員数の超過が何人まで許されるかということについて、細かく記載していただいているんですけど、こちら先ほど申し上げた5章の評価イメージと同様にですね、細かいところまで必要なのかなという気がするんですけど、なにか事務局にはお考えがあつてのことと思いますが、この点いかがですか。

【事務局】

先ほど議論していただきましたこの収益に関する部分については、当然利用者の人数という問題が絡んでおるということを考えまして、当然定員を超えてはならないというようなお考えが出てくるのではないかなと思っています。

そのことから定員も許容範囲というのがあるということを知っていただくために敢えてここに掲載させていただきましたが、特に挙げなくてもということであれば、いうなれば先ほどの4ページ、5ページのイメージあるいは参考資料と同等の扱いで別途というかたちでおいてもいいのかなと思います。ただ、やはり定員になるとこのような決めごとがありますということだけご理解いただく必要があるかなということでご提案させていただきます。

【議長】

はい、ありがとうございました。

7ページの記載については、今事務局から説明があつたとおりなんですけど、無くてもいいのではないかと思つたのは私の感覚の話なんで、やっぱり有っていいのではないかというのであればもちろん、このままにしたいと思いますが。いかがですか。特に反対意見がなければ、このままでもいいのかなと思いますけれど。

よろしいですか。はい、では7ページの記載につきましては、このままということにいたしたいと思います。

では、委員の皆様から特に何かございませんようでしたら、議事を次に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【議長】

はい、ありがとうございました。

では以上を持ちまして2番の議事(2)と(3)まで、ご了承いただいたものとさせていただきます。

では、続きまして事項書の3番、その他につきまして事務局お願いいたします。

【事務局】

長時間ご審議いただきありがとうございました。事項書の3番、次回の経営評価委員会の日程ということなんですけど、4回目となりますと1か月後で9月下旬頃なんですけど、議会の都合もありますので10月の中旬から下旬で委員長のご都合はどうでしょうか。

(日程調整をし、10月13日14時からで決定)

【事務局】

ありがとうございました。

10月13日の金曜日ということで、次回は第5章、第6章の確定版という形になるのかなと思います。それから、先ほどご承認いただきました項目の再変更ということで、評価シート及び評価基準編というものを、次回出させていただきます。

恐らく自己評価シート、経営評価シート、それから第三者評価シート、これ国のレベルです。家族利用者の調査アンケート用紙の素案を出させていただきますので、ちょっと部数が非常に多いということから、早い目に出すことになると思いますので、またお時間があるときに見ていただきたくよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【議長】

はい、ありがとうございました。

今日の審議は、今度送っていただく評価シートとワンセットになって初めて議論が完結するような内容だと思いますので、事務局にはでき次第ですね、お送りいただいて十分お目通しの上お越しいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、事務局お願いします。

【事務局】

これで、本日の日程は終了となります。議事進行にご協力いただきありがとうございました。これを持ちまして第3回経営評価委員会を終了いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。